

「個人インターネットバンキング利用規定」の改定について

平素は三十三銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2022年4月1日（金）より、民法の一部を改正する法律が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、「個人インターネットバンキング利用規定」を下記のとおり改定いたします。

1. 改定内容

改定前	改定後
1. 三十三銀行「個人インターネットバンキング」 (省略) (7) 投資信託サービス (省略) B. 投資信託サービスの利用 ①投信口座開設店と同じ取引店の指定預金口座でのみ投資信託サービスがご利用いただけます。ご利用にあたっては、当行所定の方法により事前に投信口座決済口座の開設が必要です。 なお、本サービスのご利用は、原則 <u>20</u> 歳以上の方に限らせていただきます。 (省略) 以上	1. 三十三銀行「個人インターネットバンキング」 (省略) (7) 投資信託サービス (省略) B. 投資信託サービスの利用 ①投信口座開設店と同じ取引店の指定預金口座でのみ投資信託サービスがご利用いただけます。ご利用にあたっては、当行所定の方法により事前に投信口座決済口座の開設が必要です。 なお、本サービスのご利用は、原則 18 歳以上の方に限らせていただきます。 (省略) 以上

2. 改定日

2022年4月1日（金）

以上